

仕 様 書

1. 件名

令和7年度「東京観光情報メールマガジン」の制作及び配信業務委託

2. 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図るため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、海外の旅行事業者及びメディア（一般・業界向け）を対象に、東京の魅力や最新の観光情報をタイムリーに伝えるメールマガジンを定期的に発信し、訪都旅行商品の販売促進やメディアによる取材促進を図る。

3. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 全体運営

受託者は本事業の履行にあたり、本仕様で述べる事項を踏まえ、以下の(1)～(6)に留意すること。

- (1) 東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙「東京のブランディング戦略（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」と「アイコンとキャッチフレーズ」については以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

【アイコン公式WEBサイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

- (2) 事業を遂行するにあたって、作業が円滑に進むよう統括責任者を置き、各担当者
と連携した組織体制を整備すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、業務の詳細を含めて財団に確認・報告を行いながら
進めること。また、十分な校正回数を確保しながらスケジュールとおりの事業執行

が可能となるように事業全体の進捗管理を適切に行うこと。

- (4) 海外の旅行者、観光関連事業者、メディア等の行動特性や嗜好の他、過去の配信の閲覧データや読者データ等の実績も踏まえた上で、訴求する内容や形態等を工夫すること。
- (5) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (6) 企画・構成・原稿作成等に当たっては、財団担当者と綿密な打合せを行うこと。

6. 委託内容

(1) 企画・編集業務

各号の企画については、上記2の「目的」を踏まえ、以下のア～キを基本として構成を検討し、各号の具体的な内容を選定し、財団の承認を得ること。

- ア テーマ性を持たせ、東京を魅力的に訴求できるような読み応えのあるトピックを選定し、5つ以上の記事を企画・作成すること。また、東京の観光振興に資する信用性の高い情報とすること。
- イ 施設等の開業やイベント情報等を集め、都内のエリア毎の最新トレンド情報がわかるよう、構成や見せ方を工夫した内容とすること。
- ウ 海外メディア及び現地旅行事業者等の東京に対する興味・関心を喚起、維持できる内容とすること。
- エ 文字や写真による記事のみならず、観光に関するイラスト等多角的なコンテンツを各号に盛り込み、視覚的にも分かりやすく親しみやすいものとする事。
- オ 宿泊施設及び観光関連施設の開業及びリニューアル情報等を掲載すること。
- カ 東京観光に必要な基本情報や役立つ情報を適宜盛り込むこと。
- キ 各号紙面のおおむね12.5%以下を広告スペースとし、広告掲載を交渉し、掲載する会社数に応じて、掲載レイアウトを組むこと。広告掲載の交渉先は本事業の趣旨に合った企業・団体とし、事前に財団の承認を得ること。広告掲載費については、その総額の50%を交渉手数料として差し引いた後の金額を、財団へ支払うこと。広告の原版制作費用は、広告掲載費に含まず、広告主負担とする。なお、広告の掲載はメールマガジンのみ限定し、東京の観光公式ウェブサイト(以下「GO TOKYO サイト」という。)のランディング・ページへの掲載は実施しない。

(2) 原稿作成及び校正

- ア 各号文字稿(英語)とその他コンテンツを含みA4で4枚程度とする。
 - (ア) 原稿作成にあたっては、概要を事前に日本語で作成し、上記「6(1)企画・編集業務」を踏まえたものとする事。
 - (イ) 原稿作成、翻訳、校正はネイティブ、又はネイティブレベルの原稿作成能力を有する者が行うこと。特に校正については、文法や語法を中心としたチェックに留まらず、各国・地域の文化や宗教、実生活における言い回しなども考慮した校正を実施すること。

- イ 掲載施設の名称、リンク先等の情報を精査すること。各原稿に掲載した施設・イベント等の詳細は、リンク先の各外部ウェブサイトで参照できるように誘導すること。可能な限り英語のリンク先へ誘導し、英語リンクがない場合は文章中で内容を補足すること。
- ウ 原稿の校閲・校正を綿密に行うこと。特に名称、所在地、リンク等については、より厳密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において速やかに訂正すること。
- エ 本業務の履行に伴い発生する成果物等は、当該事業以外の財団のプロモーション事業に使用する可能性があることを前提として作成すること。

(3) 掲載施設等への取材及び掲載許可取得

- ア 掲載施設等の記事作成にあたり、必要に応じて取材を行うこと。
- イ 掲載にあたり、必要な許可を取得すること（依頼書の作成、掲載内容に関するネガティブチェック、写真等の著作権者、肖像権者からの掲載許可取得業務及び二次使用申請取得業務を含む）。なお、財団から依頼した記事等についても同様の処理を行うこと。また、コピーライトの記載が必要な写真については、写真上にコピーライトを記載すること。
- ウ 本メールマガジンの主な配信先は海外の旅行会社、報道関係者であること、また、GO TOKYO サイト
<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/index.html>
に掲載されることを説明の上、記事の内容に関して必要な掲載関係の許可を得ること。

(4) タイトル・レイアウト作成

- ア HTML で作成・配信すること。視覚的に訴え、多忙な読者の興味を喚起するレイアウトにすること。また、配信される内容がスマートフォン、タブレット端末等のモバイル機器でも閲覧できるよう、レスポンシブ・デザインとすること。
- イ 掲載する写真の入手にあたり、当該記事用に撮り下ろし、又は取材先から提供を受けること。写真は各号1記事あたり1枚以上を掲載すること。ページレイアウトによって掲載写真の点数を調整し、視覚的にも理解しやすい体裁とすること。掲載写真の選定については肖像権の侵害としないものを選択すること。また、撮り下ろし画像を増やすなど二次使用可能な画像を増やすように努めること。
- ウ 開封率の向上につなげるべく、各号紙面の内容に即し特集内容が容易に分かる魅力的な件名（サブタイトル）を設定すること。

(5) 配信

- ア 年12回、毎月20日頃に配信すること。

- (ア) 各号配信日のスケジュールを組み、その配信日を遵守すること。
- (イ) メールマガジン配信アドレスを新たに取得するか、以下に記載の既存配信アドレスを引き継ぐこと。新たに配信アドレスを取得する場合、発信元である受託者が特定されないようなドメインを取得すること。なお、既存の配信アドレスを引き継ぐ場合のドメインの使用料、もしくは新たにメールアドレスを取得する場合の費用も委託費に含めること。なお、配信アドレスは次年度の事業者スムーズに引き継げるように設定すること。

既存配信アドレス： mail@tokyonewsletter.com

- (ウ) テストメールの送信などを行い、確実に配信できるように準備すること。
- (エ) 未配信などのエラーが起きないように配信に関して最善の工夫をすること。エラーが発生した場合、財団へ報告の上、原因を解明して配信を完了すること。
- (オ) 新規登録用ページを設け、メールマガジンを告知し、読者を幅広く募集すること。新規登録用ページのドメインを取得し、本メールマガジンの登録・登録情報の修正・配信解除等を希望する読者自身がオンライン上で各々手続きが行えるような機能を設けること。また、新規登録者には登録受付のメールを自動配信すること。
- (カ) 個人情報を含むことから、サーバとしては SSL の機能を有するものを設置し、メールマガジン申込登録時には、その技術を用いること。契約金額には登録ページ作成及び運用等に関わる一切の費用が含まれるものとする。
- (キ) メールマガジンの開封率、開封数、クリック率、クリック数等を把握するための CGI (Common Gateway Interface) 等を設置すること。なお、契約金額には設置に関する調整も含め運用に関わる一切の費用が含まれるものとする。
- (ク) 上記(オ)の登録者ページについては、SSL サーバ証明書の発行により、SSL 暗号化通信を実現すること。発行する SSL サーバ証明書の機能の中で、暗号化強度については共通鍵暗号が最大 256bit、公開鍵暗号が 2048bit 以上、証明書署名アルゴリズムが SHA-2 に対応可能であること。また、6 (3) ウに記載の GO TOKYO サイト内ランディング・ページについては、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル機器でも閲覧できるよう、レスポンス・デザインとすること。
- (ケ) 必要に応じて、現在運用中の既存サーバから、本仕様書の要件を満たす全てのサーバへのデータ等移行、新サーバのセットアップ、運用テスト及びその他必要とされる調整を行い、それらが全て正常に作動し、本稼働可能であることの確認を済ませた上で、4月末を目途として、サーバの移行に関わる一切の作業を完了させること。
- (コ) 転送メールも考慮しブラウザの対応バージョンを当該ページに記載すること。
- (ク) メールマガジンの記事を SNS (財団の LinkedIn アカウント) にて投稿対応すること。
- (シ) 6 (3) ウに示した GO TOKYO サイト内ランディング・ページの最適化を図り、

不要なデータ等の整理を実施すること。

イ 配信先

(ア) 東京観光レップ 15 件程度

※東京観光レップとは、アジア及び欧米豪地域 15 市場にて現地での情報収集や発信、セールス活動を担う協力事業者。詳細については以下ウェブサイト参照。

GO TOKYO サイト内、「Tokyo Tourism Representatives」

<https://www.gotokyo.org/en/agent/rep/index.html>

(イ) 財団がリストを提供する配信先約 1,000 件

主な配信先は欧州、北米、オセアニア、アジア等

※参考

本メールマガジンは東京観光レップから転送配信も行っており、その登録先数は旅行事業者、メディア等合わせて約 20,500 件、また SNS (現在 LinkedIn) のフォロワーは約 3,160 件である。

(ウ) 配信先は定期的に見直し、アドレスが存在しないといった理由で 3 カ月連続で配信できなかったものは宛先から削除し、配信精度向上に努めること。

ウ ウェブへの掲載

(ア) メールマガジン配信のタイミングに合わせ、同内容のデータを以下の GO TOKYO サイトの該当ページ (最新号ページとバックナンバー/ページ) に掲載すること。

(イ) 掲載するデータは、GO TOKYO サイトで使用しているレスポンス・デザイン用のフォーマットを使用して作成すること。

(ウ) 掲載データのアップロードは、GO TOKYO サイト内の指定ディレクトリに固定 IP アドレスにて FTP 接続により作業を行うこと。

(エ) 二次使用可能な画像については、Google ドライブ等のアーカイブに格納し、利用者がダウンロードできるようにすること。

【Tokyo Now 最新号】

<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/>

【Tokyo Now バックナンバー】

<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/back-numbers.html>

(6) 報告

ア 受託者は財団に対し、配信号毎に以下の成果数値について報告を行う。なお月々の開封率とクリック率の成果指標は次のとおり設定する。

開封率：37%以上、クリック率：10%以上

(ア) メールマガジンの開封率、開封数、クリック数、クリック率、登録者数等

(イ) メールマガジンから GO TOKYO サイトへの遷移数、GO TOKYO サイトの PV 数、UU 数

イ 前述アについて、配信後一週間のデータとその翌月末までのデータを報告す

ること。また、6（5）イ(ア)の東京観光レップに関する数値については、6（5）イ(イ)の配信先と分けて数値を報告すること。その際次号につながるデータ分析も行い反映させること。また、のちに分析ができるような情報を提供し、分析ソフトを組み込み財団にアクセス権を付与すること。

ウ 掲載依頼をした施設の連絡先を取り纏め、半期毎に財団に報告すること。

エ 委託期間を通して、配信号毎の結果の概要をまとめた報告書を提出すること。

(7) その他

東京都が実施するブランディング事業の進捗に応じて、デザイン、コンテンツ及び件名等について変更や修正等の必要が生じた場合には臨機応変に対応を行うこと。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしはならない。この契約終了後も同様とする。

7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行わないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、7の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括

されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

1 0. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 1. 個人情報の保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」*及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」***に定められた事項を遵守すること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/20240401_annzenkannriki_junimeji.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyo_0122.doc

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

また、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施にあたって以下の事項を遵守しなければならない。

ア アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

イ システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、データベース、ウィルス対策ソフト等）は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

- ウ 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断（リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等）に協力すること。ただし、診断の結果の対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。

- ア 財団から提供する配信リストに記載された配信先の氏名、連絡先、メールアドレス等。

- イ 6 (5) ア(オ)新規登録ページを通じて取得した新規登録者の氏名/連絡先/メールアドレス等。また、個人情報に関してはヨーロッパにおける EU 一般データ保護規制(GDPR) に対応し、情報漏えい防止に努めること。
 - ウ 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - エ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり 7 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 2. 支払方法

受託者への支払は、「委託 (一部) 完了届」等による財団の検査完了後、半期毎に受託者からの請求に基づいて行う。

1 3. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報 (受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等) を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 契約金額には本業務の履行に係る一切の経費を含むものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 本委託契約の履行にあたっては、財団と協議のもと進めること。
- (5) 本委託契約は、令和 7 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 7 年度財団収支予算が令和 7 年 3 月 31 日までに財団評議員会で承認された場合において、令和 7 年 4 月 1 日に確定するものとする。

| |
|--|
| 連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話：03-5579-2683 |
|--|